

2015
February



CLIENT

H27.2.5

No.281



確定申告スケジュール

- ・スケジュール
- ・平成 26 年度所得税・消費税

P1

確定申告スケジュール

- ・平成 26 年度所得税・消費税

P2

確定申告料金

- ・配偶者の確定申告の料金について

P3

医療費控除アンケート

- ・医療費控除のアンケートの集計結果

P4

やさしい相続

- ・相続税・贈与税はどう変わった!?

P5

今月のひとこと

- ・平成 27 年度税制改正大綱を読み解く

P6

カイゼン歯科経営 その2

- ・1 年間の診療日数

P7

同封物

- マンスリー・ワンポイント
- 請求書
- 税務代理権限証書
- 税務代理権限証書記入のお願い
- 緑の小封筒

CLIENT 2015 年 281 号

〒107-0052
東京都港区赤坂 2-2-12
NBF 赤坂山王スクエア 2F
TEL : 03-3224-2873
FAX : 03-3224-2874

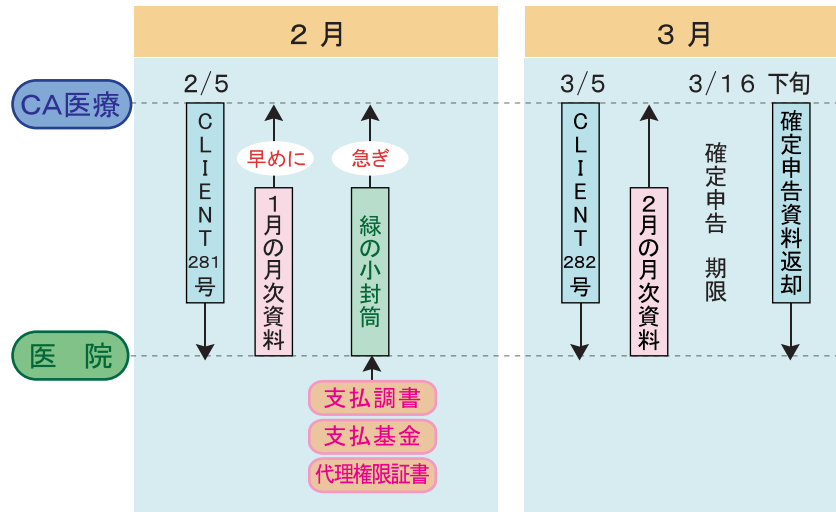


税理士法人コーポレート・アドバイザーズ医療事業部



スケジュール

平成26年度の確定申告（平成27年3月16日提出期限）のスケジュールは下記のようになります。資料等をお送り頂くことが多くなりますが、ご対応くださいますようお願いいたします。



平成26年所得税・消費税

項目	内容	期限等
確定申告	<p>※ 前年電子申告の場合は、用紙は送られてきませんので不要です。</p> <p>譲渡所得などがある方には、1月中に税務署より、確定申告の用紙が送られてくる場合があります。</p> <p>確定申告の用紙が入っている封筒ごと、中身の説明書などを捨てないで、そのままCA医療事業部へ【緑の封筒】でお送り下さい。</p>	2月中旬
確定申告書への署名・押印	<p>確定申告は、原則として電子申告とさせていただきます。</p> <p>署名・押印は、CA医療事業部の税理士電子証明書を使用するため省略となります。</p>	
申告納税額の連絡	<p>納税額の連絡は郵便等でお送りいたします。</p>	3月中旬
所得税の納付	<p>すべて自動振替納税をお願いしています。</p> <p>銀行預金からの自動振替納税日は、4月20日（月）です。</p> <p>● 新規開業の場合は、別途ご連絡いたします。</p> <p>● やむを得ず現金納付を希望する場合には、納付額をご連絡いたします。現金納付の納付期限は、平成27年3月16日（月）です。消費税の振替納税日は、4月23日（木）です。</p>	
確定申告書の内容説明	<p>3月25日（水）以前において、確定申告書の内容についてはご説明にお伺いすることはできませんので、ご了承ください。</p>	3月下旬より

次頁へ

平成26年所得税・消費税

項目	内 容	期 限 等
確定申告 内容の訂正	<p>申告期限（平成26年分は、平成27年3月16日）前であれば、訂正ができますので、お気づきの点は、電話、FAX、Eメール等でお知らせください。</p> <p>①期限後であっても、誤りの訂正はできますので、必ずお知らせください。期限後の訂正は、原則としてペナルティが課されず。弊社の責に帰す場合には、損害賠償保険の対象となることがありますので必ずご連絡をお願いします。</p> <p>②申告の訂正には、税金が減額されるものと増額されるものがあります。いずれの場合でも、お気づき又は疑問の点はお知らせください。</p>	<p>随時</p> <p>減額の場合は 期限あり</p>
資料の返却	<p>お預かりした領収書、確定申告書などは、3月25日～3月31日までにゆうパックでお送りさせていただきます。</p> <p>●保育園に確定申告書の写しを提出する場合は、弊社より直送しますので、その旨を担当宛にお知らせください。</p>	<p>3月下旬</p> <p>2月中旬</p>
質問等	<p>確定申告に対する質問、疑問については、電話、FAX、Eメール、又は郵送によりお受け致しております。</p> <p>平成27年2月6日～3月12日（日曜を除く） 電話 9:00～18:00</p>	<p>FAX及び Eメールは 24時間対応</p>
確定申告 の費用	<p>個人の医院</p> <p>①3月分の月次報酬と同時に、決算・確定申告料の一部12万円（新規開業等一部の方を除く）を三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p>②上記①を控除した決算・確定申告手数料の残額を、4月分の月次報酬と同時に、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p>配偶者・両親等の申告 → 費用は4頁</p> <p>実費を負担していただき、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p>法人の医院</p> <p>理事長等の確定申告書作成料については、法人の4月分の月次報酬と同時に、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p>	

配偶者の方等の確定申告に関する費用を一覧にしました。ご不明の点は、担当者宛にお知らせください。



- ①～③
2月20日(金)必着 3月16日(月) 3月25日(水)～31日(火)
- ④
3月 6日(金)必着

配偶者 生計を一に している親族	院長の口座 より振替
その他	直接請求に よるお振込

■ 配偶者等の確定申告に関する費用一覧

	確定申告に関する費用	配偶者・生計を一に している親族	生計を一にして いない親族
① 給与所得のみ	2か所まで	5,000円	8,000円
	3か所以上1か所増すごとに	1,000円	1,000円
	所得控除		
	寄付金 1か所ごとに	500円	500円
	医療費控除	2,000円	2,000円
	領収書30枚以上は1枚ごと	50円	50円
	扶養・障害者控除	無料	無料
	社会保険料控除	無料	無料
	生命保険料控除	無料	無料
※ 住宅取得関係	地震保険料控除	無料	無料
	小規模共済控除	無料	無料
	雑損控除	別途有料	別途見積り
② 不動産所得等		業務案内	見積り
③ 譲渡所得等		業務案内	見積り

※ 住宅取得借入金等特別控除

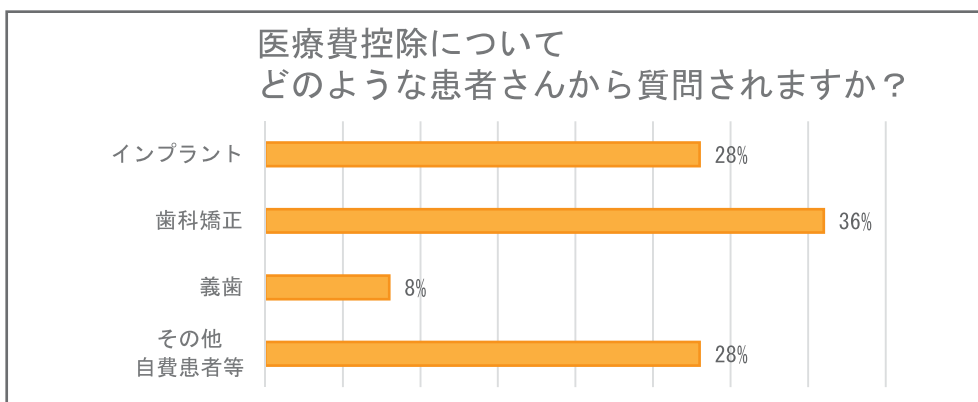
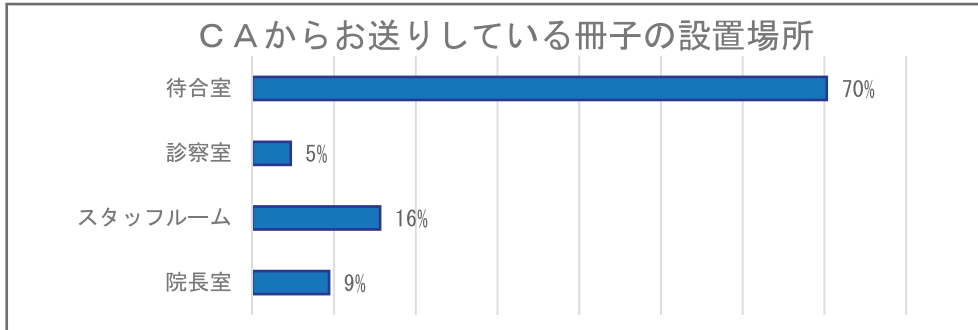
初年度 7,000円
2年目以降 1,000円

④ 院長が損失申告その他申告状況により、専従者が還付申告をする場合

専従者の給与所得のみの場合 3,000円

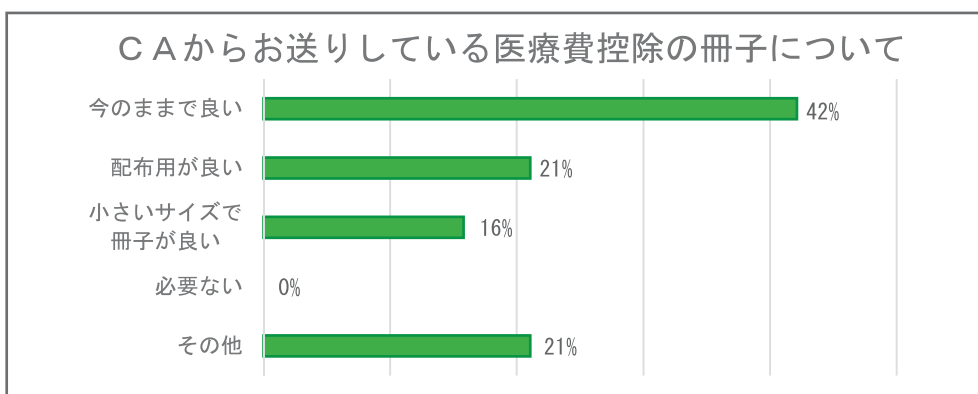
(別途、消費税がかかります)

毎年、年末に医院へお送りさせていただいております医療費控除の資料の刷新を図るため、医院の要望をお伺いする医療費控除のアンケートを行わせていただきました。



医療費控除の冊子は待合室に掲示している医院が多く、自費の患者さんに補足として説明している医院が大多数を占めていました。

年末に高額な自費治療でカードを利用される患者さんには、カードの契約時期で医療費控除の確定申告の時期が変わるなど積極的に説明されるのも良いかと思います。



アンケートの結果、医療費控除の資料は過半数の医院が現状のままが良いという集計結果になりましたので、今年も医療費控除の冊子のままお送りさせていただきます。

医療費控除の資料についての要望がある場合は、今後も変更を検討させていただきますので各担当にご要望をお伝えください。

ご協力いただきましてありがとうございました。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ医療事業部 稲葉 ・ 安食

「相続税・贈与税はどう変わった!？」

平成 27 年 1 月 1 日からの相続税の改正により、課税対象者が広がることが確実視されています。今まで税負担を考えなくてもよかった方が、新たに負担を迫られる時代となります。今回の改正について理解を深めていただけるように、相続に関する情報やその対策についてお伝えいたします。

■相続税・贈与税の税制改正について

		平成 26 年	平成 27 年
相続税の基礎控除の引き下げ	⊗	5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数	3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数
相続税の最高税率アップ	⊗	最高税率 50%	最高税率 55%
贈与税の最高税率アップ	⊗	最高税率 50%	最高税率 55%
小規模宅地等の特例	適用面積の緩和	居住用宅地最大 240 ㎡	居住用宅地最大 330 ㎡
	併用面積の緩和	併用にして最大 400 ㎡に調整	居住用 330 ㎡ + 事業用 400 ㎡ 最大 730 ㎡まで適用可
	同居要件の緩和	二世帯完全分離型も同居とみなす	
相続時精算課税制度の適用範囲の拡大	ⓐ	贈与者：65 歳以上の父母 受贈者：20 歳以上の子	贈与者：60 歳以上の父母・祖父母 受贈者：20 歳以上の子・孫
住宅取得資金の非課税制度	ⓐ	省エネ住宅等は 1,000 万円、 一般住宅 500 万円	※制度延長（省エネ住宅等は 1,500 万円、 一般住宅は 1,000 万円）

■相続税対策のご提案

このような増税と、それが原因で生じてしまう争族に備えるために、下記のような対策をご提案いたします。

◇相続が発生した場合のご提案

- (1) 相続税がトータルで最も安くなるような相続分をシミュレーション
- (2) 相続税率の算出と相続人ごとに必要な相続税を把握
- (3) 2次相続を含め、長期間に渡るご家族にとって最適なプランの提案

◇生前対策としてのご提案

- (1) 保険・遺言・贈与・換金準備など
- (2) 「正確な贈与」や「収入の移転、資産の組み替え」
などで相続対象を減らす
- (3) 「不動産評価」の見直し
弊社では皆様からのご相談をお待ちしております。

■セミナーのお知らせ

経営者・後継者のための『事業承継セミナー』
～事業承継の成功と失敗、その分かれ道とは？～

2月19日(木) 16:30～18:30

無料

3月19日(木) 16:30～18:30

会場：東京本社セミナールーム

定員：各回先着 30 名様限定

■第1部 16:30～17:40

失敗から学ぶ、成功へのポイント整理

■第2部 17:50～18:30

中小企業を取り除く環境と
M&A 具体事例

コーポレート・アドバイザーズ セミナー GO

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ医療事業部 (相続税試算キャンペーン好評につき期間延長中！)

お問い合わせ先は ☎ 03-3224-2873

✉ info@co-ad.com

平成27年度税制改正大綱を読み解く

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ医療事業部 税理士 中川 義敬

2月を迎えて、我々会計事務所の業界は確定申告の準備に追われているところですが、昨年12月30日に税制改正大綱が発表されました。

大綱自体、あまり馴染のない方もいらっしゃるかと思いますが、税制改正の原案となるこの大綱は、今年度以降の税の指針を示すものになりますので、我々にとっては非常に重要なものです。

法人税は約3%引き下がることになりましたが、30%を超えている状態が継続しますから、先進国の中では、まだまだ税率は高い方で、国際的な競争の中で、今後ますます引き下げの要望が出てくることが予想されます。

		実効税率引き下げ	15年度に2.51%下げ、16年度までに3.29%以上引き下げ	
決定済み	法人税	外形標準課税を拡大	赤字の大企業は税負担重く。中小企業は適用外	
		繰り越し欠損金の控除縮小	過去の累積赤字が大きい大企業は税負担重く	
		株式配当への課税強化	持ち株比率が低い会社からの配当は、税金を重く	
		研究開発減税縮小	法人税額から差し引ける研究開発費の上限下げ	
		暮らし	贈与税非課税枠	住宅購入や子育て資金の贈与枠を拡充・新設
暮らし	子ども版NISA	年間投資80万円まで株式配当などを非課税に		
	エコカー減税見直し	燃費基準を厳しくして減税規模を縮小		
地方創生	地方移転優遇税制	本社機能を三大都市圏以外に移すと減税		
	空き家撤去促進	空き家を放置すると更地よりも税負担が重く		
今後の課題	消費税	税制10%への引き上げ	17年4月に10%。軽減税率の対象品目が焦点	
	法人税	20%台への道のり	政府方針は「数年で実効税率20%台」	
	所得税	配偶者控除見直し	税制が女性の働き方を左右しないよう検討	

(日経新聞 平成26年12月31日を参考に弊社にて作成)

また経営面だけでなく個人事業者の皆様にも重要な、消費税の10%への引き上げについては、平成29年4月まで、約1年半先送りになりました。

昨年、消費税率が5%から8%に引き上がった際、社会保険診療報酬が非課税売上になっている関係で、経費として支払っている消費税分を、売上として預かっている消費税から控除することができないため、実質消費税分をクリニックが負担しないとイケない問題が浮き彫りになったことは記憶に新しいかと思えます。

社会診療報酬を非課税売上から、免税売上にして欲しいという要望が、医師会等から出ておりましたが、今回の大綱では議題にあがらなかったため、今後の展開に期待したいと思います。

今回の改正案により、一旦は消費税率の引き上げは先延ばしになりそうですが、10%に引き上がった場合には、消費税分の負担は更に重くのしかかることとなりますから、資金繰り等を含め、経営にも影響が出てくることでしょう。

大綱の内容については随時お知らせしていきたいと思えます。

このページへのご意見・ご質問は、info@co-ad.comにお寄せください。

経営計画書には、経営の4要素であるヒト（人）・モノ（物）・カネ（金）・ネタ（情報）を記載しますが、その年度の全体を把握するためのスケジュール表が必要になります。歯科医院の場合は、年間スケジュール表は、診療カレンダーにまとめるとよいでしょう。

診療カレンダーを作る

経営が上手いかない医院は、いろいろなことを数字で現していない場合が多いようです。例えば、「今日はキャンセルが多いですね！」みたいな表現がよく使われます。

仕事や遊びで遅くなった場合、終電の時間が決まっていなければ、混乱しませんか？あと10分で終電だという時、誰もが時計を見ながら、ホームに駆け込むものです。綿密なダイヤグラム（運行図表）によって、電車のダイヤは守られています。歯科医院も一日のダイヤグラムと月間のスケジュール表、年間の診療カレンダーで、経営のカイゼンができるのです。



診療日数は何日？

先生の医院は、平成27年の診療日数は、何日ですか？昨年12月に実施した未来会計セミナーに出席された医院の、最高診療日数は344日、最低日数236日、平均は263日でした。ユニット1台当りの1時間目標診療点数が1,000点ですから、ユニット2台の医院は、ユニット診療率100%で、1,000点×10×8H×2台×263日＝年間収入4,208万円、3台では6,312万円、4台8,416万円、5台10,520万円となります。

診療日数263日の収入モデル

(単位：万円)

診療率/U	2台	3台	4台	5台
100%	4,208	6,312	8,416	10,520
90%	3,787	5,681	7,574	9,468
80%	3,366	5,050	6,733	8,416
70%	2,946	4,418	5,891	7,364
60%	2,525	3,787	5,050	6,312

診療日数カレンダーを作成すると、1か月の収入目標や固定費との関係が見えてきますので、経営のカイゼン指標が自然と出来上がります。ユニット当たりの診療率、キャンセル率がいかに重要かも見える化ができます。1時間当たりの標準診療点数を1,000点に設定した場合、歯科衛生士は1時間に1,000点、自費の場合は1万円に設定すればよいことになります。

歯科医師の場合は、保険治療の場合15分診療、20分診療、30分診療と枠取りをしている医院が多いのですが、直列診療なのか並列診療なのかによっても医業収入モデルは異なります。

診療カレンダーと未来設計

1年間の診療日数が決まらなければ、計画的な経営はできません。経営計画の数値ベースは、診療カレンダーにあり、毎年の積み重ねが医院の生涯を決定づけます。経営改善は、数字で示すことで一歩が始まります。医院の業務の80%以上は、**繰り返し**ですから、繰り返しを数値化して今日やったことのカイゼンに結び付けることが重要です。私は、診療日数は最低260日、理想は300日に設定しています。365日÷7日≒52週、週5日診療で260日です。この辺については、歯科衛生士や歯科助手の年次有給休暇とも関連しますので、別の機会に説明いたします。



税理士法人コーポレート・アドバイザーズ医療事業部 税理士 谷 信洋

歯科医院向けセミナーの日程

詳細は、<http://www.co-ad-shinjuku.com/>

2月 8日(日) 13時～16時 予防歯科の実践 基礎編 (後日、診療所見学の特典付き)

場所：CAセミナールーム 講師：町田 健 歯科医師 受講料10,800円、2人目より5,400円

2月22日(日) 13時～15時30分 インプラントを行わない医院のためのインプラント対応

場所：CAセミナールーム 講師：小澤 俊文 歯科医師 受講料 7,560円、2人目より3,780円